

介護施設等防犯対策強化事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 介護施設等における防犯対策強化事業に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の3に規定する老人短期入所施設、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条に規定する有料老人ホーム並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所、同条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所、同条第28項に規定する介護老人保健施設及び同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所並びに生活支援ハウス事業実施要綱（平成14年5月1日制定）第2条に規定する生活支援ハウスをいう。

(2) 防犯対策強化事業 次に掲げるものをいう。

ア フェンス（境界を作り、人が容易に敷地内や建物に接近することを防ぐ効果があるものをいう。）の設置工事

イ 110番直結非常通報装置の設置工事

ウ カメラ付きインターホンの設置工事

エ 防犯カメラの設置工事

オ 人感センサー（人の出入りを感知するセンサー付ライト、人の出入りを感知しベルで音を鳴らすもの等をいう。）の設置工事

カ その他これらに類する防犯効果が見込まれる対応

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 既存の介護施設等において防犯対策強化事業を実施する当該介護施設等の設置者

(2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象となる経費は、既存の介護施設等で防犯対策強化事業を実施するために要する工事費及び事務費（当該工事の施行に必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいう。以下同じ。）とする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める金額のうちいずれか低い額の範囲内とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 交付基準額 90万円

(2) 工事費及び事務費（事務費については、工事費の2.6パーセントを限度とする。）の合計額に2分の1を乗じて得た額

（交付申請）

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業費内訳書（第1号様式）

(2) 案内図、配置図及び平面図

(3) 見積書の写し

(4) 定款

(5) 財産目録

(6) 貸借対照表

(7) 役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

（実績報告）

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業費精算内訳書（第2号様式）

(2) 歳入歳出決算（見込）書

(3) 事業完了を確認できる写真

(4) 支払領収書の写しその他これに準ずるもの

(5) 消費税仕入控除税額報告書（第3号様式）

(6) 消費税の仕入控除税額の積算の内訳（一般課税の場合に限る。）

（財産処分の制限）

第 8 条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分期間（平成20年厚生労働省告示第 384号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（書類等の整備）

第 9 条 補助金の交付を受けた者は、規則第 8 条に規定する書類及び帳簿を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（その他の事項）

第10条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

事業費内訳書

区分	費 目	金 額	備 考
補助対象事業費			
	計		
補助対象外事業費			
	計		
合 計			

第 2 号様式（第 7 条関係）

事業費精算内訳書

区分	費 目	金 額	備 考
補助対象事業費			
	計		
補助対象外事業費			
	計		
合 計			

第 3 号様式（第 7 条関係）

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
報告者	所在地 法人名 代表者の氏名 施設名
補助金の確定額	
消費税の申告の有無	有 ・ 無
仕入控除税額の計算方法	一般課税 ・ 簡易課税
補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	
補助金返還相当額	